

**政令 No. 70/2023/ND-CP**

2023年9月18日、政府は、ベトナムで就労する外国人被雇用者およびベトナムに所在する海外組織・個人のために就労するベトナム人の被雇用者の採用、管理に関する政令 152/2020/ND-CPの一部を改正・補足する政令 70/2023/ND-CP を公布した。

その概要は以下の通りである。

1. 専門家と技術者に関して、大学時代の専攻（専門家の場合）あるいは専門分野の専攻（技術者の場合）とベトナムでの就労予定の職務との一致が要求されない。（以前はベトナムでの職務と卒業の専攻の一致が要求された。）
2. 2024年1月1日以降、外国人雇用許可のために、労働局への申請を行う15日前までに、労働・傷病兵・社会事業省の電子情報ポータル、あるいは各省の人民委員会の委員長が設立した採用サービスセンターの電子情報ポータルにて、外国人雇用予定のポジションに応じるベトナム人の募集広告を掲載する必要がある。ベトナム人を雇用できない場合、雇用者は外国人の雇用を開始できる。
3. 管理者および執行役員社長であることを証明する書類は以下の3点が含まれる。（以前は具体的な書類が規定されていなかった。）
  - ① 会社の定款、あるいは組織・機関・企業の運営規則
  - ② 企業登録証明書、あるいは設立証明書・設立決定書並びに同等の法的書面
  - ③ 組織・機関・企業の任命に関する決議・決定書
4. 専門家および技術者であることを証明する書類
  - ① 卒業証明書が認められる（以前は卒業証書あるいは資格認定証のみが認められた。）
  - ② 勤務経験を証明する書類として、発行された労働許可書または労働許可書の免除証明書を提出できる。（以前は海外の機関、組織、企業から発行される勤務経験証明書のみが認められた。）
5. 外国人が複数の省・市で事業展開する雇用者に雇用される場合、雇用者には、当該外国人の就労開始日から3営業日以内に、労働・傷病兵・社会事業省および外国人が就労する所在地の労働・傷病兵・社会事業局へオンラインで報告書を送付する義務がある。（以前は、労働許可書の取得が必要であるかどうか、明確に規定されていなかったもので、複数の省・市で就労する場合、複数の労働許可書を取得しなければならないと理解されていた。）
6. ベトナム人と結婚して、ベトナムで居住する外国人は労働許可書の免除対象者である。この場合、以前のように外国人雇用許可の申請手続きが不要だが、労働許可書の免除証明書の申請手続きを行わなければならない。（以前は外国人雇用許可の取得後、労働局に報告書を送付するのみだった。）
7. 外国人雇用許可の申請書や外国人雇用の報告書の雛形も修正・補足された。

同政令は2023年9月18日に施行された。

**HA NOI HEAD OFFICE**  
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, Hanoi  
Tel: +(84)24 – 39 765 761  
Fax: +(84)24 – 39 765 762

**YOKOHAMA BRANCH**  
12F, Yokohama Blue-Avenue, 4-4-2 Minatomirai, Nishi-Ku, Yokohama-Shi, Kanagawa-Ken, Japan

**DANANG OFFICE**  
Zone G, 5F, Danang Software Park, 02 Quang Trung, Hai Chau Dist., Danang  
Tel: +(84)236 – 3 898 325  
Fax: +(84)236 – 3 898 326

**HO CHI MINH OFFICE**  
I-share Business Center, 8F, Loyal Building, 151 Vo Thi Sau, ward 6, Dist 3, Ho Chi Minh City  
Tel: +(84)28 - 71 088 468